

国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している
個人事業主・中小企業者向けに、県制度融資で国と連携した
融資です。

**無利子(当初3年間)・無担保・据置期間5年(最大)、信用保証
(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証)の保証料をゼロにします。**

《制度改正》

融資限度3,000万円→4,000万円（令和2年6月18日から適用）

資金使途	設備・運転・借換資金
要件	新型コロナウイルスの影響により売上が減少した事業者 ①個人事業主 ^{※1} ▲ 5% 保証料0 + 利子0 ②小・中規模事業者（上記を除く） ▲ 5% 保証料1/2 ^{※2} ③同上 ▲ 15% 保証料0 + 利子0
融資限度額	4,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：5年以内）
融資利率	①、③に該当する場合 3年目まで0.00% 4年目以降1.90% ②に該当する場合 全期間1.90%
保証制度 保証料率	セーフティネット4号・SN5号・危機関連保証を利用 ①、③に該当する場合 0.00% ②に該当する場合 0.425%（経営者保証免除対応の場合0.525%）
担保・保証人	無担保（既根抵当権を除く） 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。 また、経営者保証免除対応を適用する場合には法人代表者の連帯保証を徴求しません。
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申し込みを受け付けたもの、かつ同年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行されたもの

※1 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者は5人）以下のもの

※2 保証料率0.85%の1/2で0.425%となる。（経営者保証免除対応の場合は、0.525%）

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、各市町にて

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得 してください。



申請に必要な書類を教えてください。

- ① 県の定める**制度融資申込書（様式第1号）**
- ② **市町認定書**（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか）
- ③ **金融機関必要書類**
- ④ **保証協会必要書類**

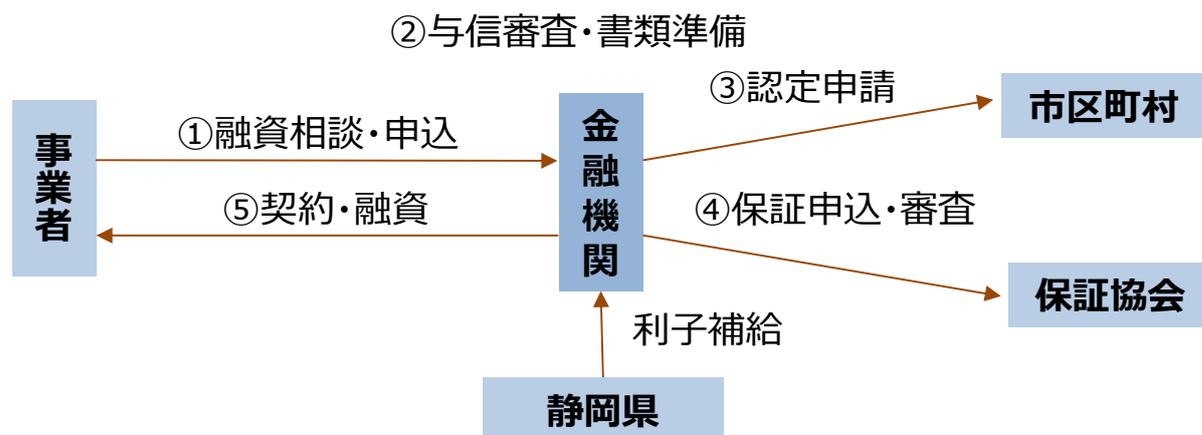
※詳細については、各金融機関へご相談ください。



申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談**ください。



- ◆ 申込窓口・問合せ先 ◆
- ・ 県内各取扱金融機関
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）

